

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度新型コロナウイルス感染症現地対策本部等におけるパソコン等の設定・管理業務	
発 注 課	保) 医療対策室管理課	
選 定 事 業 者	株式会社アド・ビューロー岩泉	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、主にイントラネットを利用できない環境でGoogleWorkspaceを用いた情報共有を円滑に行うために、令和2年11月より上記選定業者に業務委託しているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染収束の目途が立たないため、現行のGoogleWorkspaceを用いた情報共有体制（※）の維持や、現地対策本部の立ち上げ時などに早急にネットワーク環境を構築出来る体制を確保しておく必要がある。感染拡大期などに、新たにネットワーク環境を構築すべき案件が発生した場合は、迅速かつ適切に実施する必要があり、また、立ち上げ時やネットワーク環境の不具合が生じたときなどに職員などの現地利用者に正確に情報を共有・説明する必要があるが、それらをできるのは、これまでの実績から現地対策本部等で使用するパソコンのネットワーク環境の知識を十分に有する上記選定業者のみである。</p> <p>（※）現在、宿泊療養施設、入院待機ST、PCRセンター等で利用中。</p> <p>また、令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症対応については、切れ目なく継続して年度当初から円滑に業務を遂行する必要あり、現在、GoogleWorkspaceを用いた情報共有用に使用しているアカウントやウイルス対策ソフトを、以下の理由により継続使用する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在利用中の入院待機STでは、レッドゾーンとなっている場所があり、そこで使用しているパソコンのアカウントやウイルス対策ソフトの更新作業を業者が行うことは困難である。 ・ 宿泊療養施設や入院待機STなどの業務は対応の遅れが生命の危機につながる可能性もあることから、切れ目なく継続して情報共有体制を維持する必要があるが、土日祝も含め休みなく稼働しており、業務時間中は常時パソコンを使用していることから、それらのパソコンのアカウントとウイルス対策ソフトの更新や別アカウントへのデータ移行作業等を行う時間や場所を確保することは困難である。 ・ 限られた時間の中で、データ移行作業やウイルス対策ソフトの更新を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や不具合等が生じた場合には、医療対策室業務に多大な支障をきたす恐れがある。 <p>以上の理由により、本件業務を履行できる業者は、早急にネットワーク環境を構築できる体制を有しており、また、現在使用しているアカウントやウイルス対策ソフトの管理・維持を含め委託している上記選定業者に限られる。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和4年3月15日	